

第23号議案

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する
規則について

このことについて、別紙のとおり決定されたく提出いたします。

令和6年9月17日

群馬県教育委員会
教育長 平田郁美

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する 規則の一部を改正する規則の概要

学校人事課

1. 改正の概要

昭和 55 年改正附則別表に定める通勤手当の算定根拠となる額を改める。

2. 改正内容

令和 4 年給与改定で、交通用具使用者に係る通勤手当額の改定時期が年 2 回となったことから、昭和 55 年改正附則別表に定める通勤手当の算定根拠となる額を改正し、令和 6 年 10 月 1 日から交通用具使用者に係る通勤手当額を引き下げる。

3. 施行期日

令和 6 年 10 月 1 日

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年 月 日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第 号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（昭和五十五年群馬県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則別表中

三二〇円	二六〇円
九九〇円	九〇〇円
二一〇円	一〇〇円
八八〇円	七四〇円
一、五四〇円	一、三九〇円
二、二〇〇円	二、〇三〇円
四七〇円	二八〇円
一、一三〇円	九二〇円
一、七九〇円	一、五七〇円
二、四六〇円	二、二一〇円
三、一二〇円	二、八六〇円
一、三八〇円	一、一一〇円
二、〇五〇円	一、七五〇円
二、七一〇円	二、四〇〇円
三、三七〇円	三、〇四〇円
四、〇四〇円	三、六九〇円
二、三〇〇円	一、九三〇円
二、九六〇円	二、五八〇円
三、六三〇円	三、二二〇円
四、二九〇円	三、八七〇円

一六、三六〇円	一五、〇三〇円	一四、三七〇円	一四、六一〇円	一三、九四〇円	一二、五一〇円	一一、八五〇円	一一、一八〇円	一一、四二〇円	九、八三〇円	九、一六〇円	八、五〇〇円	七、八四〇円	八、四五〇円	七、七九〇円	七、一三〇円	六、四六〇円	五、〇五〇円	六、七九〇円	六、一二〇円	五、四六〇円	四、八〇〇円	四、一三〇円	五、八七〇円	五、二一〇円	四、五四〇円	三、八八〇円	三、二二〇円	四、九五〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

一五、四二〇円	一四、一一〇円	一三、四七〇円	一三、七二〇円	一三、〇八〇円	一一、六六〇円	一一、〇二〇円	一〇、三七〇円	一〇、六三〇円	九、〇五〇円	八、四〇〇円	七、七六〇円	七、一一〇円	七、七五〇円	七、一〇〇円	六、四六〇円	五、八一〇円	四、四二〇円	六、一七〇円	五、五三〇円	四、八八〇円	四、二三〇円	三、五九〇円	五、三四〇円	四、七〇〇円	四、〇五〇円	三、四一〇円	二、七六〇円	四、五二〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に、「一七八円」を「一七五

一七、〇二〇円
一七、六八〇円
一七、四五〇円
一八、六八〇円
一九、三四〇円
二〇、〇一〇円
二〇、六七〇円
二〇、九三〇円
二一、六〇〇円
二二、二六〇円
二二、九二〇円
二四、〇二〇円
二四、六八〇円
二五、三五〇円
二六、〇一〇円
二七、〇六〇円
二七、七三〇円
二八、三九〇円
二九、〇五〇円

一六、〇七〇円
一六、七一〇円
一六、四六〇円
一七、六七〇円
一八、三二〇円
一八、九六〇円
一九、六一〇円
一九、八五〇円
二〇、五〇〇円
二一、一五〇円
二一、七九〇円
二二、八七〇円
二三、五一〇円
二四、一六〇円
二四、八〇〇円
二五、八四〇円
二六、四八〇円
二七、一三〇円
二七、七八〇円

円」に、「十三・二」を「十三・四」に改める。

附 則

この規則は、令和六年十月一日から施行する。

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（昭和55年群馬県教育委員会規則第5号）の一部を改正する規則新旧対照表

改正後			改正前		
附 則 (施行期日)			附 則 (施行期日)		
1 この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。 (通勤手当に係る暫定措置)			1 この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。 (通勤手当に係る暫定措置)		
2 及び 3 (略)			2 及び 3 (略)		
附則別表			附則別表		
交通用具の種類	自動車（二輪のものを除く。）	自転車	交通用具の種類	自動車（二輪のものを除く。）	自転車
片道の使用距離			片道の使用距離		
二キロメートル以上三キロメートル未満		三〇〇円	二キロメートル以上三キロメートル未満		三〇〇円
三キロメートル以上四キロメートル未満	<u>二六〇円</u>	三〇〇円	三キロメートル以上四キロメートル未満	<u>三二〇円</u>	三〇〇円
四キロメートル以上五キロメートル未満	<u>九〇〇円</u>	三〇〇円	四キロメートル以上五キロメートル未満	<u>九九〇円</u>	三〇〇円
五キロメートル以上六キロメートル未満			五キロメートル以上六キロメートル未満		
六キロメートル以上七キロメートル未満	<u>一〇〇円</u>		六キロメートル以上七キロメートル未満	<u>二一〇円</u>	
七キロメートル以上八キロメートル未満	<u>七四〇円</u>		七キロメートル以上八キロメートル未満	<u>八八〇円</u>	
八キロメートル以上九キロメートル未満	<u>一、三九〇円</u>		八キロメートル以上九キロメートル未満	<u>一、五四〇円</u>	
九キロメートル以上十キロメートル未満	<u>二、〇三〇円</u>		九キロメートル以上十キロメートル未満	<u>二、二〇〇円</u>	
十キロメートル以上十一キロメートル未満	<u>二八〇円</u>		十キロメートル以上十一キロメートル未満	<u>四七〇円</u>	

改正後				改正前			
未満				未満			
十一キロメートル以上十二キロメートル未満	<u>九二〇円</u>			十一キロメートル以上十二キロメートル未満	<u>一、一三〇円</u>		
十二キロメートル以上十三キロメートル未満	<u>一、五七〇円</u>			十二キロメートル以上十三キロメートル未満	<u>一、七九〇円</u>		
十三キロメートル以上十四キロメートル未満	<u>二、二一〇円</u>			十三キロメートル以上十四キロメートル未満	<u>二、四六〇円</u>		
十四キロメートル以上十五キロメートル未満	<u>二、八六〇円</u>			十四キロメートル以上十五キロメートル未満	<u>三、一二〇円</u>		
十五キロメートル以上十六キロメートル未満	<u>一、一一〇円</u>			十五キロメートル以上十六キロメートル未満	<u>一、三八〇円</u>		
十六キロメートル以上十七キロメートル未満	<u>一、七五〇円</u>			十六キロメートル以上十七キロメートル未満	<u>二、〇五〇円</u>		
十七キロメートル以上十八キロメートル未満	<u>二、四〇〇円</u>			十七キロメートル以上十八キロメートル未満	<u>二、七一〇円</u>		
十八キロメートル以上十九キロメートル未満	<u>三、〇四〇円</u>			十八キロメートル以上十九キロメートル未満	<u>三、三七〇円</u>		
十九キロメートル以上二十キロメートル未満	<u>三、六九〇円</u>			十九キロメートル以上二十キロメートル未満	<u>四、〇四〇円</u>		
二十キロメートル以上二十一キロメートル未満	<u>一、九三〇円</u>			二十キロメートル以上二十一キロメートル未満	<u>二、三〇〇円</u>		
二十一キロメートル以上二十二キロメートル未満	<u>二、五八〇円</u>			二十一キロメートル以上二十二キロメートル未満	<u>二、九六〇円</u>		
二十二キロメートル以上二十三キロメートル未満	<u>三、二二〇円</u>			二十二キロメートル以上二十三キロメートル未満	<u>三、六三〇円</u>		
二十三キロメートル以上二十四キロメートル未満	<u>三、八七〇円</u>			二十三キロメートル以上二十四キロメートル未満	<u>四、二九〇円</u>		

改正後				改正前			
二十四キロメートル以上二十五キロメートル未満	<u>四、五二〇</u> 円			二十四キロメートル以上二十五キロメートル未満	<u>四、九五〇</u> 円		
二十五キロメートル以上二十六キロメートル未満	<u>二、七六〇</u> 円			二十五キロメートル以上二十六キロメートル未満	<u>三、二二〇</u> 円		
二十六キロメートル以上二十七キロメートル未満	<u>三、四一〇</u> 円			二十六キロメートル以上二十七キロメートル未満	<u>三、八八〇</u> 円		
二十七キロメートル以上二十八キロメートル未満	<u>四、〇五〇</u> 円			二十七キロメートル以上二十八キロメートル未満	<u>四、五四〇</u> 円		
二十八キロメートル以上二十九キロメートル未満	<u>四、七〇〇</u> 円			二十八キロメートル以上二十九キロメートル未満	<u>五、二一〇</u> 円		
二十九キロメートル以上三十キロメートル未満	<u>五、三四〇</u> 円			二十九キロメートル以上三十キロメートル未満	<u>五、八七〇</u> 円		
三十キロメートル以上三十一キロメートル未満	<u>三、五九〇</u> 円			三十キロメートル以上三十一キロメートル未満	<u>四、一三〇</u> 円		
三十一キロメートル以上三十二キロメートル未満	<u>四、二三〇</u> 円			三十一キロメートル以上三十二キロメートル未満	<u>四、八〇〇</u> 円		
三十二キロメートル以上三十三キロメートル未満	<u>四、八八〇</u> 円			三十二キロメートル以上三十三キロメートル未満	<u>五、四六〇</u> 円		
三十三キロメートル以上三十四キロメートル未満	<u>五、五三〇</u> 円			三十三キロメートル以上三十四キロメートル未満	<u>六、一二〇</u> 円		
三十四キロメートル以上三十五キロメートル未満	<u>六、一七〇</u> 円			三十四キロメートル以上三十五キロメートル未満	<u>六、七九〇</u> 円		
三十五キロメートル以上三十六キロメートル未満	<u>四、四二〇</u> 円			三十五キロメートル以上三十六キロメートル未満	<u>五、〇五〇</u> 円		
三十六キロメートル以上三十七キロメートル未満	<u>五、八一〇</u> 円			三十六キロメートル以上三十七キロメートル未満	<u>六、四六〇</u> 円		
三十七キロメートル以上三十八キロメートル未満	<u>六、四六〇</u> 円			三十七キロメートル以上三十八キロメートル未満	<u>七、一三〇</u> 円		

改正後				改正前			
一トル未満	<u>円</u>			一トル未満	<u>円</u>		
三十八キロメートル以上三十九キロメートル未満	<u>七、一〇〇</u> <u>円</u>			三十八キロメートル以上三十九キロメートル未満	<u>七、七九〇</u> <u>円</u>		
三十九キロメートル以上四十キロメートル未満	<u>七、七五〇</u> <u>円</u>			三十九キロメートル以上四十キロメートル未満	<u>八、四五〇</u> <u>円</u>		
四十キロメートル以上四十一キロメートル未満	<u>七、一一〇</u> <u>円</u>			四十キロメートル以上四十一キロメートル未満	<u>七、八四〇</u> <u>円</u>		
四十一キロメートル以上四十二キロメートル未満	<u>七、七六〇</u> <u>円</u>			四十一キロメートル以上四十二キロメートル未満	<u>八、五〇〇</u> <u>円</u>		
四十二キロメートル以上四十三キロメートル未満	<u>八、四〇〇</u> <u>円</u>			四十二キロメートル以上四十三キロメートル未満	<u>九、一六〇</u> <u>円</u>		
四十三キロメートル以上四十四キロメートル未満	<u>九、〇五〇</u> <u>円</u>			四十三キロメートル以上四十四キロメートル未満	<u>九、八三〇</u> <u>円</u>		
四十四キロメートル以上四十五キロメートル未満	<u>一〇、六三〇</u> <u>円</u>			四十四キロメートル以上四十五キロメートル未満	<u>一一、四二〇</u> <u>円</u>		
四十五キロメートル以上四十六キロメートル未満	<u>一〇、三七〇</u> <u>円</u>			四十五キロメートル以上四十六キロメートル未満	<u>一一、一八〇</u> <u>円</u>		
四十六キロメートル以上四十七キロメートル未満	<u>一一、〇二〇</u> <u>円</u>			四十六キロメートル以上四十七キロメートル未満	<u>一一、八五〇</u> <u>円</u>		
四十七キロメートル以上四十八キロメートル未満	<u>一一、六六〇</u> <u>円</u>			四十七キロメートル以上四十八キロメートル未満	<u>一二、五一〇</u> <u>円</u>		
四十八キロメートル以上四十九キロメートル未満	<u>一二、〇八〇</u> <u>円</u>			四十八キロメートル以上四十九キロメートル未満	<u>一三、九四〇</u> <u>円</u>		
四十九キロメートル以上五十キロメートル未満	<u>一三、七二〇</u> <u>円</u>			四十九キロメートル以上五十キロメートル未満	<u>一四、六一〇</u> <u>円</u>		
五十キロメートル以上五十一キロメートル未満	<u>一三、四七〇</u> <u>円</u>			五十キロメートル以上五十一キロメートル未満	<u>一四、三七〇</u> <u>円</u>		

改正後				改正前			
五十一キロメートル以上五十二キロメートル未満	<u>一四、一一</u> 〇円			五十一キロメートル以上五十二キロメートル未満	<u>一五、〇三</u> 〇円		
五十二キロメートル以上五十三キロメートル未満	<u>一五、四二</u> 〇円			五十二キロメートル以上五十三キロメートル未満	<u>一六、三六</u> 〇円		
五十三キロメートル以上五十四キロメートル未満	<u>一六、〇七</u> 〇円			五十三キロメートル以上五十四キロメートル未満	<u>一七、〇二</u> 〇円		
五十四キロメートル以上五十五キロメートル未満	<u>一六、七一</u> 〇円			五十四キロメートル以上五十五キロメートル未満	<u>一七、六八</u> 〇円		
五十五キロメートル以上五十六キロメートル未満	<u>一六、四六</u> 〇円			五十五キロメートル以上五十六キロメートル未満	<u>一七、四五</u> 〇円		
五十六キロメートル以上五十七キロメートル未満	<u>一七、六七</u> 〇円			五十六キロメートル以上五十七キロメートル未満	<u>一八、六八</u> 〇円		
五十七キロメートル以上五十八キロメートル未満	<u>一八、三二</u> 〇円			五十七キロメートル以上五十八キロメートル未満	<u>一九、三四</u> 〇円		
五十八キロメートル以上五十九キロメートル未満	<u>一八、九六</u> 〇円			五十八キロメートル以上五十九キロメートル未満	<u>二〇、〇一</u> 〇円		
五十九キロメートル以上六十キロメートル未満	<u>一九、六一</u> 〇円			五十九キロメートル以上六十キロメートル未満	<u>二〇、六七</u> 〇円		
六十キロメートル以上六十一キロメートル未満	<u>一九、八五</u> 〇円			六十キロメートル以上六十一キロメートル未満	<u>二〇、九三</u> 〇円		
六十一キロメートル以上六十二キロメートル未満	<u>二〇、五〇</u> 〇円			六十一キロメートル以上六十二キロメートル未満	<u>二一、六〇</u> 〇円		
六十二キロメートル以上六十三キロメートル未満	<u>二一、一五</u> 〇円			六十二キロメートル以上六十三キロメートル未満	<u>二二、二六</u> 〇円		
六十三キロメートル以上六十四キロメートル未満	<u>二一、七九</u> 〇円			六十三キロメートル以上六十四キロメートル未満	<u>二二、九二</u> 〇円		
六十四キロメートル以上六十五キロメートル未満	<u>二二、八七</u> 〇円			六十四キロメートル以上六十五キロメートル未満	<u>二四、〇二</u> 〇円		

改正後				改正前			
一トル未満	<u>〇円</u>			一トル未満	<u>〇円</u>		
六十五キロメートル以上六十六キロメートル未満	<u>二三、五一</u> <u>〇円</u>			六十五キロメートル以上六十六キロメートル未満	<u>二四、六八</u> <u>〇円</u>		
六十六キロメートル以上六十七キロメートル未満	<u>二四、一六</u> <u>〇円</u>			六十六キロメートル以上六十七キロメートル未満	<u>二五、三五</u> <u>〇円</u>		
六十七キロメートル以上六十八キロメートル未満	<u>二四、八〇</u> <u>〇円</u>			六十七キロメートル以上六十八キロメートル未満	<u>二六、〇一</u> <u>〇円</u>		
六十八キロメートル以上六十九キロメートル未満	<u>二五、八四</u> <u>〇円</u>			六十八キロメートル以上六十九キロメートル未満	<u>二七、〇六</u> <u>〇円</u>		
六十九キロメートル以上七十キロメートル未満	<u>二六、四八</u> <u>〇円</u>			六十九キロメートル以上七十キロメートル未満	<u>二七、七三</u> <u>〇円</u>		
七十キロメートル以上七十一キロメートル未満	<u>二七、一三</u> <u>〇円</u>			七十キロメートル以上七十一キロメートル未満	<u>二八、三九</u> <u>〇円</u>		
七十一キロメートル以上七十二キロメートル未満	<u>二七、七八</u> <u>〇円</u>			七十一キロメートル以上七十二キロメートル未満	<u>二九、〇五</u> <u>〇円</u>		
七十二キロメートル以上	<u>一七五円</u> を <u>十三・四</u> で 除して得た 額に二・三 一円を加え た額に片道 の使用距離 から算出し た数（キロ メートルを 単位とする 片道の使用 距離の整数			七十二キロメートル以上	<u>一七八円</u> を <u>十三・二</u> で 除して得た 額に二・三 一円を加え た額に片道 の使用距離 から算出し た数（キロ メートルを 単位とする 片道の使用 距離の整数		

改正後					改正前				
		部分に〇・五を加えた数をいう。)を乗じ、その額に四十二を乗じて得た額から一八、〇四〇円を減じて得た額(当該額に一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た額)					部分に〇・五を加えた数をいう。)を乗じ、その額に四十二を乗じて得た額から一八、〇四〇円を減じて得た額(当該額に一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た額)		

附 則

この規則は、令和六年十月一日から施行する。